

5. 景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針



東京ドイツ村



袖ヶ浦公園

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(法第8条第2項第3号)

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物又は樹木について、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定し、地域のシンボルとして維持、保全及び継承していくことができます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得た上で、指定基準及び指定方針に基づき指定します。

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- 道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるものであることの基準に従い指定すること

2 景観重要建造物の指定方針

- 地域を代表し、良好な景観形成のため重要となる建築物
- 地域の歴史、文化を象徴する建築物
- 地域に広く親しまれ、地域の景観づくりに寄与する規範となる建築物

3 景観重要樹木の指定方針

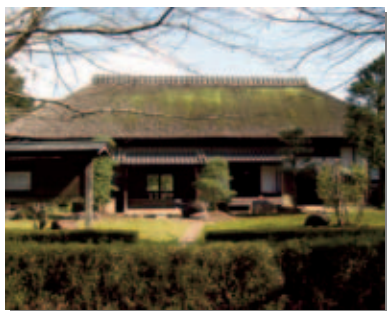
- 地域を代表し、良好な景観形成のため重要となる樹木
- 地域の自然、歴史を象徴する樹木
- 地域に広く親しまれ、地域の景観づくりに寄与し、その保全が求められる樹木

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用について

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定により、現状変更の制限、所有者等の適切な管理義務などが生じます。
- 周辺環境について、景観重要建造物及び景観重要樹木との調和が図られるように誘導するなど、地域の景観形成に向けて活用を図ります。

(注)

指定においては、建造物や樹木の歴史的価値や文化的な価値を問うものではありません。文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物・樹木を除きます。



袖ヶ浦の好きな景観は？

※景観まちづくりに関する市民アンケートより

その2. 広大な田園風景



その3. 季節の草花が咲き誇る風景

